



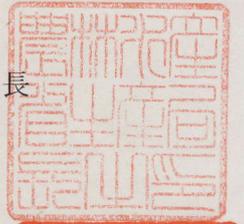
23消安第2444号
23生産第3442号
23林政産第99号
23水推第418号
平成23年8月1日

社団法人 競走馬育成協会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



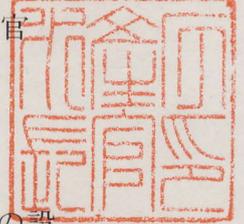
生産局長



林野庁長官



水産庁長官



放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について

1 今般、「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」（平成23年8月1日付け23消安第2444号・23生産第3442号・23林政産第99号・23水推第418号農林水産省消費・安全局長・生産局長・林野庁長官・水産庁長官通知）を、別添のとおり、各都道府県知事宛て通知しました。

2 貴団体におかれましても、この通知の趣旨を踏まえ、貴団体傘下の関係者に対して、以下に掲げる内容の周知徹底をよろしくお願いいたします。

(1) 耕種農家の関係団体

会員である耕種農家に対して、次の点を指導すること。

- ① 暫定許容値を超える肥料・土壌改良資材・培土を農地土壌に施用しないこと
- ② 肥料・土壌改良資材・培土を購入したり譲り受ける場合には、販売業者・譲渡者に暫定許容値を超えていないことを確認すること
- ③ 自ら生産した肥料・土壌改良資材・培土を施用する場合には、暫定許容値を超えていないことを確認するか、都道府県と相談すること

- ④自ら生産した肥料・土壌改良資材・培土又はそれらの原料を販売したり譲渡する場合には、相手方の耕種農家・肥料製造業者等に生産状況等に関する情報を適切に提供すること
 - ⑤自ら生産した飼料原料又は飼料を販売したり譲渡する場合には、相手方の畜産農家・飼料製造業者等に生産状況等に関する情報を適切に提供すること
- (2) 畜産農家の関係団体
会員である畜産農家に対して、次の点を指導すること。
- ①暫定許容値を超える飼料（粗飼料・濃厚飼料を含むすべての飼料）を牛、馬、豚、家きん等に使用しないこと
 - ②飼料を購入したり譲り受ける場合には、販売業者・譲渡者に、暫定許容値を超えていないことを確認すること
 - ③自ら生産した飼料を使用する場合には、暫定許容値を超えていないことを確認するか、都道府県と相談すること
 - ④自らの経営から生じた家畜排せつ物又はこれを原料とする堆肥を販売したり譲渡する場合には、相手方の耕種農家・堆肥製造業者等に飼料その他の飼養管理状況に関する情報を適切に提供すること
 - ⑤めん羊、山羊及び鹿については、牛等と比べて放射性セシウムの畜産物への移行性が高いことから、飼料を含めた飼養管理についてより厳格にすること
- (3) 養殖業者の関係団体
会員である養殖業者に対して、次の点を指導すること。
- ①暫定許容値を超える飼料を養殖魚に使用しないこと
 - ②飼料を購入したり譲り受ける場合には、販売業者・譲渡者に、暫定許容値を超えていないことを確認すること
 - ③自ら生産した飼料を使用する場合には、暫定許容値を超えていないことを確認するか、都道府県と相談すること
 - ④自らの経営から生じた魚等の残渣・廃棄物又はこれを原料とする肥料又は飼料を販売したり譲渡する場合には、相手方の耕種農家・堆肥製造業者等又は畜産農家・飼料製造業者等に生産状況等に関する情報を適切に提供すること
- (4) 肥料・土壌改良資材・培土の製造業者（堆肥センター等を含む）及びその関係団体
製造業者は次の点を確実に実行すること。また、関係団体は、会員である製造業者に対して、次の点を指導すること。
- 製造した肥料・土壌改良資材・培土が暫定許容値を超えていないことを自ら確認した上で出荷すること
- (5) 飼料の製造業者の関係団体
会員である製造業者に対して、次の点を指導すること。
- 製造した飼料が暫定許容値を超えていないことを自ら確認した上で出荷すること
- (6) 肥料・土壌改良資材・培土の販売業者の関係団体
会員である販売業者に対して、次の点を指導すること。
- 販売する肥料・土壌改良資材・培土が暫定許容値を超えていないことを確認した上で、購入し販売すること
- (7) 飼料の販売業者の関係団体
会員である販売業者に対して、次の点を指導すること。
- 販売する飼料が暫定許容値を超えていないことを確認した上で、購入し販売すること
- (8) 肥料・土壌改良資材・培土又はその原料の集荷業者の関係団体

会員である集荷業者に対して、次の点を指導すること。

○肥料・土壌改良資材・培土の製造業者等に販売する際に、その集荷したものに関する生産状況・家畜の飼養管理状況等の情報を適切に提供すること

(9) 飼料又はその原料の集荷業者の関係団体

会員である集荷業者に対して、次の点を指導すること。

○飼料の製造業者等に販売する際に、その集荷したものに関する生産状況等の情報を適切に提供すること